

産廃第302-1号  
令和2年6月19日

一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会  
会長 小林 増雄 様

埼玉県知事 大野 元裕  
(公印省略)

埼玉県生活環境保全条例施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に基づく報告等の提出期限延長について（通知）

本県環境行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、埼玉県生活環境保全条例施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則を別添のとおり一部改正し、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、下記報告等の提出期限を10月31日まで延長することとしました。

については、大変お手数ですが、貴協会所属の産業廃棄物処理事業者に提出期限の延長について周知していただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 改正年月日 令和2年6月19日
- 2 改正の概要 災害発生時等における義務履行期限延長措置の規定の創設
- 3 新旧対照表等 別添のとおり
- 4 期限延長の事由 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）
- 5 延長後の期限 令和2年10月31日
- 6 対象となる報告等
  - (1) 産業廃棄物処理計画書
  - (2) 特別管理産業廃棄物処理計画書
  - (3) 産業廃棄物処理計画実施状況報告書
  - (4) 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書
  - (5) 産業廃棄物処理実績報告書
  - (6) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬実績報告書
  - (7) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分実績報告書

(8) 一般廃棄物及び産業廃棄物処理実績報告書

担当

(1)～(4)に関すること

産業廃棄物指導課 監視・指導・撤去担当 関根

(5)～(8)に関すること

資源循環推進課 企画調整・一般廃棄物担当 寺田